

2026年3月31日  
株式会社東京証券取引所  
上 場 部

## 監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することになりましたので、お知らせします。

### 記

1. 銘柄 株式会社ブイキューブ 株式  
(コード：3681、市場区分：プライム市場)
2. 監理銘柄 (確認中) 2026年3月31日(火)から当取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで  
指定期間
- 理由 (関連条項) 有価証券報告書について、法定提出期限までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているときに該当するため  
(有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号a)  
改善期間内に上場維持基準に適合しなかったときに該当するおそれがあるため  
(有価証券上場規程施行規則第604条第1項第1号)

3. 理由の詳細 株式会社ブイキューブ（以下「同社」という。）は、本日、法定提出期限（延長承認を受けている場合は、延長後の法定提出期限）までに2025年12月期有価証券報告書（以下「当該報告書」という。）を提出できる見込みのない旨の開示を行いました。このため、当取引所は、同社株式について、上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

なお、同社が当該報告書を、2026年4月30日までに提出しなかった場合、当取引所は同社株式の上場廃止を決定します。

また、同社は、2024年12月期において、上場維持基準（純資産の額）に適合しなかったため、改善期間内に上場維持基準に適合しない場合、上場廃止となりますが、本日、同社は、改善期間の末日である2025年12月31日時点において上場維持基準に適合しない見込みであることも発表したため、当該発表をもって、同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

なお、今後、同社が当該報告書を2026年4月30日までに提出した

場合において、当該報告書によって改善期間内に上場維持基準に適合しなかったことが確認されたときも、同社株式は上場廃止となります。

以 上